

## 税務署で行う確定申告

下記に該当する方は、札幌北税務署で確定申告をしてください(市内の申告会場では申告できません)。

- ①営業や請負などの事業収入がある方
- ②不動産収入がある方
- ③報酬がある方
- ④土地建物・株などの譲渡所得がある方、先物取引に係る所得がある方
- ⑤初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ⑥雑損控除を受ける方

日 2/16(金)～3/15(金)9時～16時

※土・日・祝日除く。ただし、日曜のうち2/18は電話相談、2/25は電話相談と会場で申告ができます

所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)

☎011・707・5111

混雑回避のため、申告会場へ入場の際は「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に受け取れます。配布状況に応じて後日の来場となる場合もありますので、詳細は国税庁HPをご確認ください。

## 申告書を自分で作成する場合 (電子申告を行わない場合)

各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますので、ご利用ください。

インターネット環境のある方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に申告書を作成できます。印刷し、必要書類を添付して下記へ郵送してください。

[郵送先]

札幌北税務署

〒001-0031 札幌市北区北31西7・3・1



▲国税庁HP

※市役所1階15番窓口にて税務署へ引き継ぐための箱を用意しますが、お急ぎの方は税務署へ郵送か持参してください

## 便利な電子申告(e-Tax)

電子申告(e-Tax)のサービスを利用すると、税務署に出向くことなく、自宅でパソコンやスマートフォンを通じて確定申告ができます。

### ●メリット

- ・期間中は24時間申告可。インターネットを利用するので申告会場へ出向く必要なし!
- ・社会保険料控除や生命保険料控除の証明書などの添付書類の提出または提示が省略できます ※5年間の保管は必要
- ・所得税の還付が早い!(3週間程度)

### ●必要なもの

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンのいずれか
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、税務署が発行するIDとパスワード

## 利用者識別番号を事前に取得しませんか?

事前に取得しておく、確定申告にかかる時間を短縮できます。

市の申告会場にて確定申告を予定していて、この番号を取得していない方は取得がおすすめです。右記の日時にお越しください。

なお、この番号を市役所の申告会場や税務署で取得済みで、「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方や「確定申告のお知らせ(はがき・封筒)」にこの番号の記載がある方は取得不要です。

※事前取得は申告をする本人が来庁のこと。確定申告や市民税申告などの相談はできません

※市で取得した利用者識別番号は市の申告会場でしか使えません。e-Taxを利用するためには別途、税務署での手続きが必要です

日 15(月)～19(金)10時～15時

所 市役所1階ロビー(花川北6・1)

備 写真付き身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード)1点または健康保険証・介護保険証・年金手帳などの公的機関が発行した書類2点

☎ 税務課 ☎72・3119

## 問合せ

### ◆申告や住民税の課税

税務課市民税担当 ☎72・3119

### ◆国民健康保険税

国民健康保険課賦課・資格担当 ☎72・3123

### ◆後期高齢者医療保険料

国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72・3125

### ◆障害者控除対象者認定書・介護保険料

高齢者支援課 ☎72・7017(認定書)  
☎72・6121(介護保険料)

### ◆障害者手帳など

障がい福祉課 ☎72・3194

### ◆マイナンバーカードの交付

市民課 ☎72・3165

### ◆国民年金保険料の控除証明書・公的年金等の源泉徴収票など

日本年金機構 札幌北年金事務所 ☎011・717・4133  
所 札幌市北区北24西6

### ◆確定申告全般・所得税の還付

札幌北税務署 ☎011・707・5111  
所 札幌市北区北31西7

### ◆給与所得の源泉徴収票の交付・再発行

お勤めしている(していた)事業所

# 道内での大規模洋上風力発電事業に向けた動きが始まりました

## 松前沖で洋上風力への議論が始まる

北海道には、国が脱炭素に向けた切り札と位置付ける洋上風力発電に適した環境がそろっており、石狩市沖を含む5海域が再エネ海域利用法に基づく大規模事業の候補地となっています。

事業実施に至るには、国と北海道が設置する「法定協議会」において、漁業との共存共栄や洋上風力の是非、洋上風力発電事業者に求める環境への配慮、地域・漁業振興策などを、漁業者、自治体、有識者らで議論することになります。

石狩市沖での法定協議会は、国や道が開催に向けた調整を進めており、市も協力を続けているところですが、本紙では、一足先に法定協議会が始まった「松前沖」の議論の様子をご紹介します。

北海道は石狩市沖のほか、岩手・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖が大規模洋上風力発電の有望な区域と整理されており、国内の脱炭素を担うクリーンエネルギーの拠点として期待が高まっています。

2023年11月には、21〜25基の洋上風力発電設置が見込まれる松前沖で法定協議会が始まりました。協議会の開催に先立ち、北海道の土屋俊亮副知事は「洋上風力発電は地元の方々の理解が大切。漁業・観光振興につながるよう議論を尽くす」と強調しました。

今回開かれた松前沖の1回目の協議会では、洋上風力発電事業者に対して求める①地域・漁業との共存共栄策の実施 ②漁業影響調査 ③発電設備の設置・運営に係る留意点 ④環境配慮に加え、地域が目指すべき将来像を話し合うことが確認されました。

漁業関係者からは「洋上風力を進めるならば、漁業者が理解納得した上で進めてほしい」という意見や、発電施設設置後の環境変化による漁

業影響などを懸念する声があり、建設時・運転開始後を含んだ入念な環境影響調査が求められました。

自治体を代表して参加した松前町の若佐智弘副町長は、洋上風力発電を活用した観光振興や建設時の地元業者利用などを要請したほか、関係者の宿泊などについても「町内施設を利用し、町民に恩恵があるようにしてほしい」との思いを述べました。

## 宿泊・飲食…経済効果は本当にあるの？

松前沖の法定協議会では、土屋副知事や若佐副町長からビジネス、観光利用を含めた地域内の宿泊需要に関する発言がありました。洋上風力発電事業に伴い、地域の宿泊施設利用などの消費活動は本当に発生するのでしょうか。

石狩市では、石狩市沖の事業とは別に、石狩湾新港港湾区域内で(株)グリーンパワーインベストメントによる洋上風力発電所が建設されるなど、洋上風力に関連した動きが始まっています。石狩湾新港地域に立地するスーパーホテル石狩の担当者からは、「建設事業者など国内外の洋上風力関係者による1〜2カ月の長期利用が増えた」と聞きます。親船町で「料理民宿やまたま」を営む石狩リゾート(株)の担当者も「長期利用してくれるお客さまが増えた」とし、「石狩湾新港の発展に併せ、市内の宿泊業や飲食業も盛り上がりてもらえれば」と期待を寄せました。

建設工事関係者のみならず、洋上風力に関わる視察者も増えており、2023年4〜11月の間に石狩市役所だけでも約50団体500人を受け入れました。視察者が市内のコンビニや飲食店を利用するケースも多く、市は宿泊・飲食・小売りなどさまざまな市内産業に経済効果が生まれ始めていると考えています。

